

6月15日八尾春雄議員が5点について一般質問を行いました。5番目の自転車の安全走行問題は法令の徹底や町や警察の指導も難しい面あることが明確になったが町も引き続き取り組む決意を示しました。

○議長(坂野佳宏君) それでは、日程1番、一般質問を行います。

12日の一般質問に続き、14番、八尾春雄議員の発言を許します。

14番、八尾春雄議員！

○14番(八尾春雄君) 一般質問をいたします。

まず冒頭ですが、去る5月25日、ミネソタ州ミネアポリスの路上で、警官が黒人の男性、ジョージ・フロイドさんの首を膝で8分46秒にわたり押さえ続け殺害した事件についてショックを受けましたが、この後、弟さんが、暴動やあなた方は何をしているのかと。平和的な抗議の仕方をしてほしいということを訴えられたことについて大変感銘深いものがあります。かつて、南アフリカでアパルトヘイトが実施されたときに日本人は名誉白人と言われていて、白人と一緒に扱いだったそうですけれども、もし自分が今アメリカにいたとしたらどうしただろうなということを想起しながら、質問に入っていきたいと思えます。

今回は、5つ準備をいたしております。

**特定給付金10万円の申請手続について。**

前宣伝と異なり、郵送による申請よりマイナンバーカードを利用した電子申請の場合はかえって時間を要しているとのことである。

1、給付金申請の書類にわざわざ辞退欄を設けている。誤解されないか。

2、町から見て、住民は「者」か、それと「方」か。また申請の宛名を自ら「殿」と自尊表現を用いているが不適切ではないのか。さらに、受給権を世帯主に限定したのは前近代的な家族観の影響があるのではないか。

3、この給付金を「収入認定しない」ことへの意義は何か。コロナ禍の影響でほかにも様々な給付金制度が新設されているが、収入認定する給付金もあるのか。

4番目、これより電子申請についてであります。

1、カードリーダーがなくても申請することはできるのか。

2、暗証番号失念の場合は役場窓口でなければ復旧できないのか。

3、同一世帯家族の手入力の誤入力の件数とその内容はどうか。

5番目です。広陵町のマイナンバーカードの普及率は15%とのことである。85%の町民は、このカードを持たないこととしており、賢明な判断と言わなければならない。マイナンバーカード制度が今回のことで金がかかる割には時間と労力を要する代物であることがはっきりした。これからの窓口勧奨は抑制すべきである。

大きな2番目でございます。

**水道基本料金3か月無償分は奈良県に負担を求めてほしい。**

去る5月18日広陵町議会(臨時会)において、水道基本料金を3か月無償とすることが決まり住民からも歓迎されている。

1、町長の説明によれば、周辺自治体からも奈良県負担を求める声が出ているとのことだが、その後の取組の結果はどうか。関係者で協議する機会を設けたのか。奈良モデルの精神を発揮してぜひ知事を説得してほしい。

2、関連して、下水道料金の10円(税込11円)上げを審議会は答申しているが、状況に大きな変化があることを踏まえ、「当面改定しない」ことを宣言してもらいたい。下水道は、第二浄化センターを箸尾に設置することに伴う歴史的経緯があり、県の指導責任が大きく影響している。

大きな3番目でございます。

#### **宗教施設の目的外使用について。**

さきの町議会議員選挙で、宗教施設・土地を選挙事務所(後援会事務所)に使用した事例が発生した。住民税法第348条で固定資産税の非課税の範囲について定めがあり、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができないとして、三、宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地(旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。)」とある。町の税務当局はこの事態に対してどのように対応したのか。

2、政治活動用看板(「後援会連絡所」と記されている)が、他の寺の駐車場に設置されている。寺が政治家の連絡を担当するのは適正か。

大きな4番目でございます。

#### **3密を避けるために、今こそ少人数学級編成を進めてほしい。**

教員・職員の体制は、今般のコロナ対応でどのように強化されるのか。雇用形態別にはどうか。例えば、会計年度職員の枠で採用するならば、従来にも増して教員体制の不安定化につながることを心配している。

2、学習指導要領で定めた中身は全部できないのではないのか。時間短縮か省略以外ではどのような方策が考えられるのか。子供たちが学ぶことを喜ぶようにしないと勉強嫌いが増加してしまう。

大きな5番目でございます。

#### **自転車の安全走行について。**

3月議会で自転車の安全走行について取り上げ、特に歩車分離交差点での危険走行(「歩」が青信号になってから自転車に乗って走行する行為)を指摘した。継続して自転車の安全走行を取り上げたい。

1、これらの事実から「歩車分離交差点」が必ずしも安全とは言えず、急激な拡大を抑制し見直すように申し入れたが、その後何らかの取組をしたか。

2、ながらスマホでの走行、傘を手を持っての片手走行、物を持たないが、ほぼ常時片手走行、イヤホンで音楽やラジオを聞きながら等の走行、歩道上を走行している場合に歩行者に鈴で道を空けるように求める走行等はいずれも危険走行(安全運転義務違反の走行)に該当すると認識しているが間違いはないか。危険走行に遭遇した場合には、気のついた住民がその場で注意を与えるべきなのかどうか。

3、自転車専用レーンが設置されている場合は、自転車は自転車専用レーンの走行が義務づけられており、歩道上の走行は子供であっても違反になるのか。

以上でございます。

○議長(坂野佳宏君) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

○町長(山村吉由君) 八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

#### **1番目の特定給付金10万円の申請手続についてのお尋ねでございます。**

給付金申請書の辞退欄につきましては、辞退をされる方もおられることから、国の標準とする様式に基づき設けております。しかし、議員御指摘のとおり、誤ってバツ印をされる可能性もあることから、辞退欄に何かしらのチェックがあるものの、振込先が記載されている場合につきましては、連絡をとって確認を行い、誤りの防止に努めております。

二つ目の御質問でございますが、「者」と「方」の使い方は明確に異なってまいります。基本的に、条例や行政手続上で用いる用語といたしましては、「申請者」、「利用者」のように「者」を用いることとなります。一方、その他のものにつきましては、「住民の方」や「住民の皆様」のように用いることとなります。

また、今回の特別定額給付金に関する文書は、国の制度決定から一日も早く給付を行うべく、迅速性が求められたことから、国が示した様式を基に、基幹系システムの共同利用を行う7市町の統一様式として用意したもので、世帯主宛に対しては「様」を、申請の宛名につきましては、広陵町長という職宛となることから、他の申請

書と同様に「殿」と記載しております。

また、受給権者が世帯主に限定した前近代的な家族観の影響があるのではないかとのことですが、制度設計を行った総務省によりますと、感染症拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、居住や生計を共にする「世帯」に対する支援を重視したことから、受給権者を世帯主とされたものであります。

三つ目の御質問の特別定額給付金を「収入認定しない」ことの意義につきましては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならない。」と示され、給付対象者については、「基準日において住民基本台帳に記録されている者」とされていることから、生活保護の被保護者も給付の対象となっております。被保護者に特別定額給付金が支給された場合の収入認定の取扱いにつきましては、こうした趣旨・目的にかんがみ、収入として認定しないこととする旨、厚生労働省からの通知がなされております。

また、これと同様に、子育て世帯への臨時特別給付金につきましても収入として認定しないこととなっております。そして、現下の情勢に対応して、給付金(商品券等を含む。)につきましては、当該給付金の趣旨・目的が特別定額給付金と同様の趣旨・目的、給付対象者であることや、災害等によって損害を受けた見舞金と同様の趣旨・目的であれば、収入認定しない取扱いとなっており、個々それぞれの給付金の法的性格によって判断されることとなります。

続きまして、マイナポータルからの電子申請であります。パソコンに接続するカードリーダーがない場合であっても、ICカード読み取り機能のあるスマートフォンがあれば申請が可能となっており、176機種が利用可能となっております。

また、申請に当たって必要となる暗証番号及びパスワードの失念につきましては、第三者による不正な再設定を防ぐセキュリティ上の観点から、窓口で再設定を行っていただく必要がございます。

次に、オンライン申請における誤入力の件数は、6月11日現在の数値でございますが、548件のうち38件あり、主な誤入力の内容といたしましては、世帯主以外の方からの申請や世帯構成員以外の氏名を記載したもの、振込先口座の情報がないものや二重申請などが挙げられます。

5つ目のマイナンバーカードの窓口勧奨は抑制すべきではとの御質問でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、マイナンバーカード普及率は全国で16%、本町におきましては15%程度であり、依然低い状況であることに違いはございませんが、マイナンバーカードでコンビニ交付をされる利用者は徐々にではございますが増えてきている状況であります。御存じだとは思いますが、マイナンバーカードにはカード券面による利用があり、表面は身分証明書として、また裏面は個人番号の提示を求められた際に使用できることとなっております。また、ICチップの空き領域の利用ができ、市町村、都道府県等は条例で、国の機関等は総務大臣の定めるところにより、それぞれの独自のサービスが可能となります。

国におきましては、マイナンバーカードの普及を目指して様々な施策を展開されており、その際のキーワードが「身分証明書以外での活用」を考えられております。直近では、本年9月からマイナンバーカード所有者向けポイント還元施策として、プレミアムが付与されるマイナポイントの導入が予定されており、マイナンバーカードを所有しなければこの制度を利用することができません。こうしたことから、町としましても、マイナンバーカードの必要性を町民の皆様にPRし、マイナンバーカード普及率を延ばしてまいりたいと考えているところでございます。

**水道基本料金3か月無償分は県に負担を求めてほしいという御質問**でございます。

一つ目の件につきましては、奈良モデルの一環として開催されている「県域水道一体化検討会」において、市町村の水道料金の減免に対する県水受水費の配慮について要望があり、また、同様に県営水道を受水している市町村の集まりである受水協議会においても受水料金低減の要望書の提出を検討しております。

県水道局では、減免を検討していない市町村があることや県水を受水している割合がまちまちであることから、

一律に取り扱うのは難しいということではありますが、今後、県域水道一体化に向けて知事と市町村長の「(仮称)水道サミット」が開催される予定でありますので、機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。また、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の対象とすることができないか検討しています。

次に、下水道料金の引上げについての御質問ですが、下水道事業会計については、現状は一般会計から基準を大幅に超えて繰入れされており、安定的な事業運営、継続のためにも早期の下水道使用料の改定が望ましいとされ、上下水道事業経営審議会において、国の方針である1立方メートル当たり150円が目標ではあるが、県内の市町村との比較、使用者負担増を考慮して、現行単価から10円の値上げが妥当であるとの答申を受けたところです。

下水道は、快適な生活環境を確保するために公共用水域の水質を保全し、公衆衛生の向上を図る上で必要不可欠な施設であり、本町においては、令和2年3月末現在で、下水道普及率は98.4%となっており、県内でもトップクラスの整備状況となっています。このことは、真美ヶ丘ニュータウンの開発及び町内の第二浄化センターの存在が関係していると考えられます。早期に下水道事業に着手できたことは、今後、下水道を布設していく自治体と比べ建設費の負担削減になっていますが、一方、老朽化による更新の時期も早まります。

下水道料金の改定については、今後の計画的な整備、修繕改築を行い、経営の安定化を図るためにも不可欠でありますので、諸般の事情も考慮に入れた上で、できるだけ早期に実現してまいりたいと考えております。

3番目の**宗教施設の目的外使用**についてのお尋ねでございます。

固定資産税につきましては、当該年の1月1日の現況に対して、その用途基準に基づき価格を設定し、課税する税金であります。1月1日現在において、専ら何に用いる施設・設備なのかを判定しているため、年度中における用途の一時的な変更については対応いたしておりません。当該固定資産につきましては、宗教法人が専らその本来の用に供する土地及び建物として、固定資産税を課しておりません。

次に、政治活動用看板につきましては、選挙管理委員会に確認したことをお答え申し上げます。

公職選挙法上、政治活動のための事務所に掲げる立札及び看板は、事務所としての実態がないようなところには掲示できないことになっております。また、事務所の設置場所につきましては、届出者が設置するものについて制限はなく、自由意志に任せても差し支えないものと解されており、政治活動用看板をお寺の敷地内に設置することを妨げるものではありません。

お寺が政治家の連絡を担当するのは適当かとの御質問ですが、選挙管理委員会としては、公職選挙法や政治資金規正法等の法律と照らし合わせることはできず、政教分離の分野について言及する性質のものではないと伺っております。

4番目は、**教育長**がお答え申し上げます。

5番目の**自転車の安全走行**についてのお尋ねでございます。

一つ目の歩車分離式交差点の急激な拡大の抑制への取組につきましては、町内には現在9か所の歩車分離式交差点があります。現時点では、歩車分離交差点への変更予定の交差点はございません。今後、地域の方々から歩車分離交差点の要望があれば、警察とも十分に協議を行い判断させていただきます。

また、自転車の安全走行を促す活動といたしまして交通指導員等が町内巡回中に、歩車分離交差点にかかわらず危険な走行をしております自転車走行者に対しては、その都度注意を促しております。さらに6月1日から小中学校再開に伴い、6月中旬に町内5小学校の新1年生を対象とした通学路の安全歩行や横断歩道の渡り方等について、交通安全指導を予定しております。

二つ目の「ながらスマホ走行等は危険走行に該当するのか」また、「安全運転義務違反者を目撃した時の対処」につきましては、奈良県道路交通法施行細則第15条の規定により、安定を失うおそれのある片手運転、携帯電話での通話、または画像を注視しながらの運転、イヤホン、ヘッドホン等を使用して音楽を聴きながら運転しないこととなっています。

また、道路交通法第54条では、歩行者が邪魔であることのみをもって警音器を使用することはできないともの

っています。このような行為により、重大事案等に発展するおそれのある場合や、交差点等で安全指導や見守り活動等を実施している現場で発見したような際には、その場で注意喚起する必要もあると考えられますが、一般の方が注意喚起等を行うことによる無用のトラブル等を懸念されると判断されたときは、警察への通報等を行うのが良いと考えます。

三つ目の歩道上の走行は子供であっても違反になるのかにつきましては、普通自転車は、標識や標示により車道を走行し、普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、その車両通行帯を通行しなければなりません。ただし、自転車歩道通行可の標識や標示により歩道を通行できるほか、普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な方、道路工事や連続した車両などにより車両の左側を通行することが困難なとき、また、車両の通行量が非常に多く、かつ、車道の幅が狭いなどのため、追越し車両との接触の危険があるときなどは歩道を通行することができます。その場合、歩行者の通行を妨げ、または歩行者の安全を損なうおそれがあるときは、歩道では自転車から降りて押して歩く必要があります。

私からの御答弁は以上でございます。

○議長(坂野佳宏君) 植村教育長！

○教育長(植村佳央君) 八尾議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

一つ目の御質問での**3密を避けるための少人数学習に向けた教員・職員の体制の強化**につきましては、さきの坂口議員の御質問で答弁させていただいた内容と重複いたしますが、お答えをさせていただきます。

少人数学級編制につきましては、児童数が多い、西小学校、真美ヶ丘第一小学校では少人数指導を行うことが理想です。しかしながら、これは国の定数基準、県の加配定数とも関係します。また現状、普通教室にも限りがあり、学級を分けた場合においても学校によって差異が生じることとなり、全ての学年で実施することは難しいと考えております。国からの「児童生徒の学びの保障」の政策を受けて、奈良県教育委員会から、小・中学校の最終学年(小学校6年・中学校3年)を少人数編成にするため必要な教員加配希望調査があり、小学校3校と中学校2校が申請し、人員の強化を図っているところでございます。この強化に伴う加配は、奈良県に教員の配置を希望するものですが、子供たちのためには、町において会計年度任用職員を雇用する場合もあると考えております。

次に、二つ目の臨時休業に伴う授業時数の不足分については、各学校から授業時数報告を頂き、教育委員会において、未履修分をどの時間で充当するのかを検討いたしました。現状では、月曜日は通常どの学校も6限目に委員会活動やクラブ活動の時間に充てているところを授業に振り替えたり、水曜日の5限授業を通常の6限授業としたりすることが考えられています。また、夏期休業期間を10日間に短縮するとともに、様々な学校行事の精選を行い、授業時数の確保に努めております。さらには、各学校で年間計画を立て直し、学びの保障を進めてまいります。

文部科学省からは、今般の状況にかんがみ、本年度指導を計画している教育課程について、学年内に指導が終えられるように努めても、なお、今後も臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合は、「学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことにかんがみ、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であり、令和3年度から令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年または次々学年に移して教育課程を編成する」と示されています。このことから、今後の状況に応じて必要な対策と適正な措置を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

「子供たちが学ぶことを喜ぶようにしないと「勉強嫌い」が増加してしまう」ということについては、指導主事が学校訪問を実施した機会を通じて、特に初任の先生に対しては、町独自の研修会を設けて、指導法などを学ぶ機会を持つことなどで、指導力向上に努めております。

教育委員会として、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びの保障をすることを目指して、随時、校長会を開催し、学校とも協議しながら「新しい生活様式」として学校生活の充実を図れるよう

進めているところであります。学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障するという観点に立って、引き続き対応していくことが大切であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(坂野佳宏君) それでは、**再質問に移ります。**

八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 答弁ありがとうございました。

最初に**10万円の特定給付金**のことですが、職員さんかなり念入りにチェックしていただいたり忙しかったと思いますけれども、かなりのところが進んでいるというふうに漏れ聞いております。

それで、我がまちは、SDGsの指定都市でございます。一人残らず最後まで受け取る権利のある方に申請をしていただくと、こういうことがやっぱり大事だと思うんです。それで、電子申請のことについていろいろ不具合なことがあるということはお認めですから、暗証番号が分からなくなったら、窓口まで行かなあかんとかいうことになっておりますけれども、時間がかかって大変だということになっております。ここに、私、**東京の足立区のホームページで、この電子申請に関する区の正式のホームページのコメント**がありましたので、ちょっと気がつきましたので、持ってまいりました。それでちょっと紹介をいたしますが、ここにはカードの取得には45日以上かかる上、受け取り窓口も大変混雑をすると。現在カードをお持ちでない方は、5月末を目途に申請書を使って郵送申請のほうが確実ですというふうに、郵送による申請を勧められています。

さらに、マイナンバーカードがあれば、どなたでも電子申請できるわけではないと。有効期限が切れている場合は不可。それから、パソコンやスマートフォンでの申請の手続を進める際、必要不可欠なのが、4桁と6桁から16桁の二つの暗証番号けれども、手元に準備をしてくれと。それから、カードを使って国の専用サイト「マイナポータル」にアクセスできる環境にあるかどうか。ICカードリーダーが必要だと。これはスマホでも行けるんだと、そういう説明がありましたから、そうになってしまう。機種によっては、ただしフリーズしたり、カードが読みづらいという場合があるかもしれませんが、つながりにくいかもしれないけれどもよろしく願いますと。最後はもちろん、マイナンバーやマイナポータルは国の制度ですから、詳しいお問合せは国のコールセンターまで願いますと。自治体に責任を押し付けさせてもろても具合悪くないうて、ここの職員はえらいはつきりものを言っているわけです。そんな中で進んでおりますので、これから96%ぐらいまでいったかなというふうに、私漏れ聞いていますが、あと、だから500世帯ぐらいが未申請というふうに思っていますけど、これからが大変ですね。いろいろ事情のある方が申請したいと思ってもどうしたらいいんだろうということですけど、これどうされますか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) まず、**現在の給付状況**ですけれども、6月11日時点の給付で1万2,391件、率にいたしますと、93.5%の給付が終わりました。それから、今後の予定ですけれども、6月18日、今週の木曜日に振込みのほうさせていただきますけれども、それらを含めますと、96.2%まで残り御指摘のとおり550件程度ということになってまいります。八尾議員からおっしゃっているとおり、未申請者ゼロに近づくように努力のほうはさせていただきますと思っておりますけども、今後の予定といたしまして、未申請者に対しまして、再度お知らせという形で郵送でお送りさせていただくことをまずさせていただきますと思います。それから、残り少なくなっただけだったので、要介護者であったりとか、成年被後見人で、一人の世帯、一人世帯の場合なんですけれども、その方について未申請者がいないかどうか、これは福祉部局と連携とりながら、一旦調査のほうさせていただきます上でのどうするかというのを決めさせていただきますと思います。

現在のところ以上でございます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) それは良い計画をしておられると思います。最後の一人まで権利の行使ができないというのを、本人のところが認識していても、町が把握できないとそういうことになります。

我が家に、この間80歳を過ぎた女性の方ですけど、八尾議員のところコピー機ありますかって言うから、どないはりましたんや言うたら、証明書をコピーをとりたいんだと。いや、ほんでコンビニあるのは知っていましたが、断るようにするわけにもいかない、いいですよ、いいですよって。話していたら、コンビニでコピー機触ったことないんですって。仕方知らんと言って。だから、そういう意味でいうと、例えば、各小学校の校区単位とか、あるいは、何月何日にどこそこの公民館で指導しますよとか、応援しますよとかいうようなことがあってもよかったのかなというふうに思います。かなりの数字がいつてますから、今からそんなことをやっても始まりませんけれども、一応そういう内容だということに理解をしておいていただいたらいいんじゃないかと。これ、逆に書いてますけれども、85%がマイナンバーカードを持っていて、85%が電子申請したら、これ今回のような作業量と比較して、確実に増えるでしょう。それお認めになりますか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) **オンライン申請について、メリット、デメリット等**あると思います。まず住民の立場と、それから行政の立場、これは別に考える必要があると思います。住民の方にとりましては、マイナンバーカードをお持ちいただいて、オンライン申請された方については、それなりに給付のほうも早く終わりましたし、メリットのほうは出ておるといふふうにも思っておりますし、実際に作業のほうもオンライン申請がまず始まって、それから郵送申請を受け付けしましたので、役場の作業としてもある程度分散はできたというふうには思っております。特に大きな混乱もなかったというふうに思っております。

御指摘のとおり、オンライン申請が多くなりますと、やっぱり不備の事項というのがあったり、多いのは事実でございます。それによって、人がとられるっていうのもありますので、仮ですけども、仮に数字が逆転しておったとすると、オンライン申請に非常に手間取ったということはあったと思われれます。ただ、現在のところはそういう状況ではなかったということで認識しております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 私の認識と一致しましたから、あんまりだから力込めて電子申請だけ機械化すれば、IT化すれば、物事が全部解決するかのようなそういう幻想は抱かないようにしていただきたいなど、こう思っております。

二つ目行きます。

**水道料金**のことについて**県に請求をしたらどうか**ということで、答弁は、「受水協議会においても、受水料金の低減の要望書の提出を検討しております」になっていきますけど、検討した結果出しませんでしたということになったら困るんですけども、この受水協議会というのは、これ町長が構成メンバーになっているんですか。どういう仕組みで、いつ頃こういう要請をされる予定ですか。

○議長(坂野佳宏君) 田村事業部次長！

○事業部次長(田村 猛君) 受水協議会につきましては、町長のほうは参加しておりません。担当職員の集まりでありまして、県の受水費とかに対して検討する機会を設けております。今回、受水協議会総会のほうなんですけど、今コロナ対策のほうで、実際に会って開催することはできませんので、今、書面審議及びメールでのやりとりをさせていただいております。その中で、八尾議員のほうから質問ありました受水協議会のほうで、こういう要望の提案を検討しておりましたが、今の内容につきまして、一応メールのほうでやりとりでありましたら、受水費の各市町村からも受水費の低減については、交付金の活用には支障を来すのではないかと。交付金のほうで申請するという要望を持っておられる方が、市町村あります。それと実際に低減を要望しておらない市については、水道料金の減免、今回の新型コロナウイルス感染症に対するものではなく、全体的に受水費を下げてくださいという要望していただきたいということになっておりまして、**検討した結果、コロナ対策に限らず、今後受水費の低減を県の水道局のほうに要望していく**ということで、ちょっとその内容で提言書の内容を検討させていただいている状況です。

以上です。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) ありがとうございます。むしろ積極的な内容に変わっておりまして喜んでおります。

今回、5月18日に、広陵町でのコロナの対策でいろんな要望を議会のほうも取りまとめをして、これに答えて、町が提起をされているということなんですけど、皆さん喜んでおられるんですけども、その後必ず出てくるのが、一回こっきりですかと、こういうのが必ず出るんですよ。だから、そこらあたり継続的に、持続可能な料金の設定ということをやっぱり考えていただきたいと思います。

下水道については、いろいろ書いてありますが、普及率がかなり上がってきて、今98.4%までになってきて、トップクラスだと。これは第二浄化センターが広陵町の箸尾に設置されたときに、国や県がかなりまちの財政を応援していただいているという経過がありますけれども、その分借金はぎょうさん膨らみまして、今60億円超えていますかね、いまだにね。ということがありますので、だからそのあたりの利息の負担だとかも含めた住民的な合意がやっぱり必要なんだろうと、こういうふうに思っておりますので、今度7月3日に議会のほうでもアクアセンターと第二浄化センターを見学に行く予定にしております。直接向こうのセンター長なども懇談をすることができるのではないかと期待をしておりますけれども、そこらあたりは歴史的な経過を踏まえて、こういう問題についても対応していく必要があるんじゃないかと思っております、9月の決算のときにももう少し踏み込んだ討論をしようかと思っております。

3番目に行きます。宗教施設の目的外使用についてでございます。

答弁書はこれびっくりしましたね。一時的な使用であるので、課税ということになっていないんだということになっています。一時的な使用ということになると、町議会議員選挙は火曜日にスタートして、その次の日曜日に投票日あるわけですから、4年間で5日間だけです。一時的な使用やと、構へんやないかというふうにも読めるわけです。

ところが、今日これ持ってきましたけど、後援会事務所ということでチラシを出しておられて、これがここの寺になっています。それから、後援会事務所の看板、ちょっとこれサイズが大きいのでは違反じゃないかと僕は思っているんですけど、こういうのもあります。住職、檀家総代、それから議員、この三者に対して、税務課がやっぱり事の次第を把握していただく必要があるの、聞き取り調査をお願いしたいんですが、していただけますか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 町長のほうの答弁でも申し上げましたとおり、専らその本来のように供するという事になってまいりと思っております。あくまでも、その状況によって判断されるべきものですので、そのあたりは、私のほうでも調べておきますと、地方税法の中でも逐条解説の方法を確認いたしますと、たまたま例外的にほかの目的のために使用することがあったという程度のことによって、直ちにその専らそのように供すると言えないということにはならないというふうに書かれております。そのあたりももちまして、今回につきましては、専ら宗教施設の用途に供されておると判断をさせていただいておりますので、改めて調査等は考えておりません。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 大変心配をする答弁であります。そんなことやるんだったら、あちこちでそんなことが起きますよ。町の答弁でこんなこと総務部長言うてるやないかと、町長が言うてるやないかとなりますよ。選挙事務所は5日しかないんですけど、後援会事務所ということになったら常時ですよ。だから、その方の後援会が集まりを持つよと、寺に集まるかと、こういうことを認めるわけです。そうすると、短期的というふうには言えないんじゃないですか。任期4年間あるから、4年間、週2回集まろうかということだってあり得る話ですね。そういうことなるから、ちゃんと調べてほしいって。判断するのはなかなか難しいからね、ということがあると思うんですけど、これ課税するとしたら何ぼになるんですか、この寺の施設は。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 建物のどの部分、また土地のどの部分が専らその用途に供されていなかった、いないというふうな事になってくると思っておりますので、そのあたりは、そのあたりのその面積を出す必要があります

ので、現在、そのところまでは調べておりません。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 個人的なこともちょっと紹介しておきますけど、平成19年6月28日に私の義父が急死しまして、ここでお葬式しました。赤坂で眠っていますけれども、安らかにお眠りくださいという遺族はいつもお願いするんですけれども、安らかになれないんじゃないかと僕は心配しているわけですよ、宗教施設だからね。だから、使い方はやっぱり慎重にさせていただく必要があるということを指摘をして、次に行きたいと思います。

教育のことについては、国が教員の体制を応援をするというようなことで言うておまして、それでそれぞれ学校ごとに何人の先生方を配置をするのかと、増員を求めるのかということで調査をしていただいて、それが坂口議員の質問のときにも出てきたんだろうと思います。

ところが、今3密を避ける意味で、ソーシャルディスタンスということになってはいますが、教室でソーシャルディスタンスをやろうと思ったら、15人から20人、せめて多くても20人ですね。それで、学習指導要領は文部科学省が決めているんですが、法律的な根拠がある文書なんだということを言うていましたんですね。指導の目安なんていうふうに言っていないんです。ということは、文部科学省にしてみたら、一方ではディスタンスやれと言いながら、一方では学習指導要領を守れと、こういうふうにやっているわけですね。極めて矛盾した対応なんですって。だから、例えば学校の施設がないんだったら、グリーンパレスの部屋を西小学校の分校にするとか、あるいは集会所を貸してくれないとか、町が管理しているところになるから、具体的なそんなぐらいしか言えませんけど。いうことで、やりとりをして、それで先生を配置すると。日本教育学会は、試算をして10万人いるというふうに、御存じですね、教育長うなずいておられますから。今、元学校の先生に対してしてくれへんかいうて、あちこち声かけて大分苦勞しておられるんですけど、大概嫌や言うて、そんな責任の重い仕事を今さらやられてないって断られるんがオチなんですよ。これはやっぱり現役のときの厳しい労務体系が悪く影響しているんじゃないかと僕は心配していますけどね。だけど、人間増やさなアカンというのははっきりしているんだから、国がそういう矛盾した対応しているんだから、そのことをちゃんと言ってね、どうなるんですかと。奈良県の教育委員会は、高校の入試で一部止めましたね、取消しましたやろう。だからそういうことだって考えなきゃいけない時期になっているんじゃないかと。これをどうやって乗り切るかという当面の話と、それから、今回のことを一つの契機にして、子供たちに充実した、安心したそういう教育、安定した継続可能な義務教育をこの際SDGs路線で、やっぱり貫徹していただく必要があるんじゃないかと思えますけど、教育長、どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 植村教育長！

○教育長(植村佳央君) 今、八尾議員さんから言われたそのとおりの部分はあると思います。一つは、国のほうが今教員の加配というので、3, 100人を言っています。3, 100人というのは、基本、それぞれの全国で3, 100人ですので、奈良県にしてみたら、恐らく普通で言えば、8校、7校に1人ぐらいの割合ぐらいになるかなというふうに思っているんですけども、県のほうは、さらにそこで加配、いわゆる県の単費で加配をつけていくというふうなことを聞いております。ですから、今のところは、申請をしましたので、何人かは加配はしていただけるのかなというふうな思いがあります。先ほども答弁をさせていただきましたけれども、町のほうでも、何らかの形で講師のほうもできたらつけていきたいなというふうに思っています。それが子供たちにとって一番大事なことは何かといたら、そこだというふうに思います。あくまでも、子供あつての教員というふうになりますので、そこが一番大事かなというふうに思っております。

ちょっと質問と違うことを言っていますかね。というふうな状況がありますので、今後もいろんな状況がありますが、まずは子供第一に考えて、いろんなことを進めていきたいというふうに思っております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) うちのところも孫がおまして、一人だけですけど、1年生になりましたんですけど、授業がさっぱりないので、じいじ言うて近寄ってきて、何や言うたったら、「ひま！」とか言うて。子供がひま言うんかとかいうて言うてますけど、そろそろ耐えられなかったときに、何とか学校が始まってよかったなと思つて

おりますけれども、そういう小さな事態に、小学生の最初の段階で非常に不幸なことですけれども、それを乗り越えて、力強さも出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、大人が、やっぱり小学校、中学校は義務教育だと。義務というのは、子供に対する義務じゃないですね。自治体に対する義務であって、保護者に対する義務なんです。子供なんだから、やっぱり中学校卒業までは必要な金は国が面倒見て育てることが根本になっているわけですから、そこのところをやっぱりどうにかできないかと。

さっき教育長は、ピントが外れたんじゃないかと何か心配の言葉ありました。十分に私気持ち伝わってきました。何とかせなあかんということを思っておられるのははっきりしているわけです。だからここで大事なものは、町内でそういうふうなことをやろうとすれば、先ほど言ったように、グリーンパレスが分校がいたり、それから集会所を公民館とかで少し大きめのところも幾つかありますから、そういうところはちょっと学校の分校に貸してもらえないとか、大字のほうに話をするとか、そういうことについて動きがまた変わってきますわね。職員室がその校内にあれば対応が楽ですけれども、分校ということになると、出ていかなあかんわけですから、これはかなり力がある話になりますから、そこらあたりをどうするかということをやったり現場のところで教育委員会の事務局のところで、どうするのかという、こういうことをやっぱりきちんと議論していただかないと前に進んでいけないんじゃないかと思うんですけど。すみません。事務局長、どんな段取りしますか。

○議長(坂野佳宏君) 池端教育委員会事務局長！

○教育委員会事務局長(池端徳隆君) 現状であれば、何とか学校のほうで指導、授業ができるという状況かなと、校長会通じてそういう感触を受けております。ただ、予測はできません。3密を避けてということでございますので、これがもう一度第2波が来るとか、学校でそういう感染者が出たとか、これは児童生徒に限らず先生もそうですけれども、そういう場合について、学校を休校しなければならぬと、2日間でも止めなければならぬと、こういう状況も十分考えられます。そのときにどうするのかということであれば、議員おっしゃったように、それこそ通常手続をして分校ということではないですけれども、一定、そのようなときには対策を講じなければならぬというふうに考えてございます。そういうことも必要であれば、しっかりと対応をさせていただかざるを得ない。いただくというところで答弁とさせていただきますたいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) そういうのが必要であればなどと仮定形で言うておりますから、已然形で言わなあかんねん。そういうことになっているので、具体的に検討したいという答弁を求めたかったんですが、そこまで言うていませんけれども、事は深刻であります。だから、単純に授業を単元があるから、これを例えば3時間であげなあかんということで、もう割り振りしてはめ込んだと。実際には、当然そういう言い方になってくるんですけどその中身は、やっぱり教育の世界なんだから、分かりやすい授業だとか、なるほどなど、今日は勉強していること、良かったなど、子供らがやっぱり納得するようにしないといけないことだと私は思っております。

GIGAスクールなどという、今風なことが言われておりますが、パソコンを与えて処理するということについて否定はしませんけれども、やっぱり学校の先生が肉声で子供たちに語りかけるということがないと、特に低学年、小学生の低学年あたりはかなり難しいのじゃないのかと思っております。かつて小学校の教員をしていた方にお話を伺っていたら、1年、2年、3年ぐらいまではパソコンでリモートで授業やるのは無理ですよと。私やれと言われても自信ありませんって言われました。そういうことは現場の先生とのやりとりはどうされていますか。

○議長(坂野佳宏君) 池端事務局長！

○教育委員会事務局長(池端徳隆君) GIGAスクールということで、1人1台にパソコン、それが全てのように通っているような部分はあるわけでございますけれども、当然そのような環境はまず必要でございますので、それに沿って、教育委員会、学校ともに、その方向、同じ方向を向きます。ただ、議員おっしゃるように、それがAIなり、そしたらロボットが授業したらいいのかということにもなりますので、学校のほうと今縷々検討させていただいている中で、このGIGAスクールについては、ほかの議員さんも御質問を頂いておりますので、あまり先にちょっと答弁するのはどうかと思うんですけども、この18日にも各学校から教務の先生もメンバーはそろえていた

だいて、対策、どのように機械を使うのか、また低学年については無理があるので、どのようにするのかという検討に入りたいと思います。それを使う側の先生方のそういう対応、そういう有効に使っていただくというところで対策を講じております。若干的が外れておりますけれども、答弁にさせていただきます。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 結局、教育委員会の仕事というのは、そうした現場の先生方の意見はよく承って、教育をやったりどう進めるのかということを考えた場合に、この点で機械が足りない、人が足りない、予算が足りないというときに、どういうふうに手当するのかということをやっぱり熱心にやってもらう必要があるんで、機械化すれば物事が全部進むというふうにはならんということは、今の答弁での節々でも分かりますので、ぜひ現場の先生の意見を実情などについてもよく把握をしていただくようお願いをしたいと思います。

**最後の質問**に行きたいと思います。

6月5日に、私、近鉄五位堂駅前のコ・ス・パの横にあるスクランブル交差点で実情をちょっと把握をしてまいりました。7時15分から8時までの45分間に車道で青になって自転車が走行したというのが2台ありました。それから、「歩」で青になって、その交差点に入ってきた自転車が78台ありました。それで前回の質問でも、この「歩」で自転車突っ込むのは違反じゃないのかという趣旨で質問したんですが、実はこの後、香芝警察と奈良県の警察のほうに問合せをいたしました。交通規制課というところへ問合せをしたら、私の質問というか、**私の認識が間違っていたということが明らかになりましたが**、町の答弁はそうになっていないのでちょっとびっくりしておりますが。

真美ヶ丘幹線をずっと南下をしてきて、コ・ス・パの一つ手前のところに眼鏡市場という眼鏡屋さんがあるんですね。あそこまでは、歩道は自転車走行可という標識があるんです。この場合は、自転車走行可だから、歩行者に気をつけて歩道を歩いてくださいねと、走行して下さって結構ですと。ただし、自動車、車道側を行ってくださいねと。それから、チリンチリン鳴らしたらあきまへんよと、こういうのがあるんですけれども、それはいいんですって。そこでスクランブル交差点に達したと。この場合は、その流れがあるわけだから、スクランブル交差点に「歩」が青になって、自転車を走行して乗り入れるのは可であるというのが警察の返事でした。申し訳ない。私、その時点で認識が十分になっていなかったの。それで、私もう一つ聞いたわけですよ、ちょっと待ってくださいよと。歩道に歩行者がいたら危険だからというので、じゃあ、真美ヶ丘幹線の車道をずっと走行してこられた自転車が、そのスクランブル交差点に来た場合には、どっちで走行したらいいんですかと言ったら、それは車道が青のときに走行して下さいというのが警察の認識です。ということになるとどういうことなのかといたら、「歩」が青のときも通っていいし、「車」が青のときも通っていいという訳が分からんことになるわけですよ。

それで、コスパのところからぐるとこのロータリーになっているところについては、自転車走行可の標識はないんです。だから、13歳未満の子供か70歳以上の高齢者が歩行者に十分気をつけて通ることは可能だけれども、私のように、まだ70歳前の人間が自転車走行したら、それは違反ということになるんですね。それは現実には違反ばかりですよ。

それからもう一つ、時間がないから行きますけど、笠ハリサキ線に自転車専用道路を作りました。あそこの歩道は、見ると、自転車走行が可能だという標識になっているんですよ。あそこがもし自転車専用道路だというふうに認識したら、歩道は自転車はそこは通ったら駄目だよというふうになるはずなのに、標識が可能だというふうになっているということは、自転車専用とは書いてあっても、あの道路は自転車専用道路ではないという意味ですか。このあたり説明してください。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 笠ハリサキ線のことですけれども、あそこは確かに自歩道、自転車も走行できる歩道ということになっております。新たに自転車の通行帯を設けさせていただいておりまして、どちらを通っても可というふうには私は認識しております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 生活安全課が担当していると思うから、ちょっと課長と打合せしてもらって、それで住民は、皆大体人のなり見て、ああ、あそこ通れるんやなと思って行くわけですよ。そんな速いスピードで行きませんけどね。だけど若い人になると、さっき言ったスクランブル交差点に大体30キロぐらいで突っ込んでいる自転車たまにあります。

それで、この4月1日から奈良県では、損害保険に加入をしないと駄目だという条例の規定がありましたね。罰則はないんですって。保険会社に尋ねてみたら、大体、歩行者と接触して相手にけがさせたら100・ゼロで自転車が悪いということになって、今、保険会社は一生懸命契約取ろうと思って、金額を高いですよいうて、1億円近い金額を払わなあきまへんどかいうて、一生懸命宣伝していますけどね。だからこれも関係者で打合せをして、どこがどういうふうに可能なかと、基本はだから自転車は歩道を通行するときには、歩道を通行させていただくと。隅のほうをね。歩行者優先なんですよということがちゃんと分かるようにならないと駄目だということがポイントだと思いますので、そこらあたりちょっと力入れて、周知徹底をしていただく必要があるんですけども、どうされますか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) 八尾議員おっしゃるとおり、横断歩道につきましては、あくまでもやっぱり歩行者の横断のための場所ですので、横断歩道のところを自転車が通る場合は、歩行者がいないなど、歩行者の通行を妨げないということが前提になってまいります。そのあたりの周知、広報をどないするかということになりますけれども、なかなかこの自転車の乗り方につきましては、先ほどもおっしゃっているとおり、ややこしい面があると思います。少しの記事だけで、それで把握できるかという、そうではないというふうにも私も思っておりますので、広報の在り方については、ちょっと警察等とも協議しながら、どうやって通知すれば分かりやすいのか、子供につきましては、安全教室等で教えることはできるんですけども、我々なかなか大人の方に直接教えるということは、行政としてはできない部分がありますので、あくまでも広報紙に載せて周知ということが中心になってくると思いますので、そのあたりちょっと検討したいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 例えば、交差点での自転車の走行について、動画で撮りまして、町のホームページにアップするということはできませんか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) ちょっとそれも含めまして、動画がちょっとホームページに載るかどうかというのもございまして、検討はさせていただきたいと思います。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) それから、耳にワイヤレスでイヤホンをつけて走行している人もいますね。私たちが車運転するときは、バックするときなんか特にそうですけど、窓を下げて、周りに何か音がしないか、変なことにならないかということを十分に把握しながら運行するんですけど、自転車の場合、物が軽いということもあって、割に簡単に考えるんですね。ということがあって、そういうのも駄目ですよと、ワイヤレスでつけている人いるけど、駄目ですよと、こういうキャンペーンもやっぱりしてほしいんですけど、その点どうですか。

○議長(坂野佳宏君) 吉田総務部長！

○総務部長(吉田英史君) ヘッドホンをつけておられる方も最近多いということも私も認識しております。ただ、ヘッドホンつけているからすぐ駄目だということではなくて、あくまでも、安全な運転に必要な交通に関する音であったりとか、それから声を聞くことができないような状態ということで、奈良県の道路交通法施行細則のほうに載っておりますので、イヤホンをつけておるから直ちに駄目だというふうには、私そうは思っておりません。大きな音で周りの音が聞こえない音で走っている場合は駄目だというふうに解釈しております。

○議長(坂野佳宏君) 八尾議員！

○14番(八尾春雄君) 終わります。